

青森大学単位修得・試験規程

第1条 この規程は、青森大学学則第34条および青森大学履修規程の規定による単位修得及び試験を適正に施行するため、実施の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 単位の認定及び成績評価については、次に定めるとおり行う。

2 単位の認定に当たり、学修を評価する場合には、試験成績の他、学修態度をその授業の特性に応じて多面的に評価するものとする。

3 成績並びに評点は、青森大学履修規程第10条および第11条により行う。

第3条 青森大学において施行する試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、その他授業科目担当者が履修者に対し、学期の中途において随時実施する試験がある。

2 定期試験とは、授業科目終了に際して、前期末又は後期末に行う試験をいう。

3 追試験とは、受験資格を有する者で、やむを得ない理由により定期試験に欠席した者に対して行う試験をいう。

4 再試験とは、定期試験に合格できなかった者に対して行う試験をいう。

第4条 試験の方法は、筆記試験又は口述試験等による。

2 筆記試験は、所定の試験時間割に基づき、60分又は90分を原則として行う。

3 口述試験等は、授業科目担当者が適宜行う。

4 試験に代わる方法は、報告書、論文、制作及び実技等とし、その実施に当たっては試験に準じて行われる。

第5条 試験の受験資格を有する者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 当該授業科目の履修登録を行っている者。

(2) 当該授業科目の出席回数が授業総回数の3分の2以上の者。

(3) 試験の前日までにその期の授業料(その他学校納入金)全額を納入済みの者又は特に許可を得た者。

2 やむを得ない理由により出席回数が授業総回数の3分の2以下の場合については、届出により、受験資格を得るものとする。

3 前項の措置に関して必要な事項は別に定める。

第6条 受験者が遅刻した場合、その理由がやむを得ないものと認められるときは、当該試験開始後30分以内は認める。ただし、試験時間は延長されない。

第7条 試験場における厳守事項を以下のとおり定める。これらに反した場合は当該科目の受験資格を失うものとする。

(1) 学生は、監督者の指示に全て従わなければならない。

(2) 試験中は常に学生証を机上に提示しなければならない。学生証を所持しない者は、事前に教務課又は監督者に申し出てその指示に従わなければならない。

(3) 受験者は必ず答案を提出しなければならない。

第8条 試験中における次の行為は、不正行為とする。

- (1) あらかじめ許可された物以外の持ち込み行為
- (2) 当該科目についてのメモ等の使用
- (3) 他人の答案を見る、又は他人に答案を見せる行為
- (4) 持ち込み許可物の貸借
- (5) 試験の実施を妨害する行為
- (6) その他、試験の公正を害し、又は害するおそれのある行為

第9条 不正行為を行った者は、次のとおり処分される。

2 不正行為を行った者については、該当試験期間中のすべての試験について無効とし、単位認定を行わない。

3 その他の処分については、懲戒委員会が審議し、学長が決定する。

第10条 追試験及び再試験については、次のとおり定める。

- (1) 定期試験に対して追試験又は再試験を行うことがある。
- (2) 追試験を受ける者は、受験前に事由を証する書面を添えて所定の届出を行わなければならない。
- (3) 再試験の場合は、受験前に所定の受験料を納入しなければならない。再試験受験料は1授業科目3,000円とする。

第11条 この規程の改廃は、大学運営会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正し、施行する。